

「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」
の改定について

令和4年11月11日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」（以下「ガソリンガイドライン」といいます。）を策定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきたところです。
- 2 今般、公正取引委員会は、ガソリン等販売業を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、公正取引委員会における法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより高めるため、ガソリンガイドラインの改定案を作成し、令和4年9月20日に原案を公表し、同年10月21日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところです。
- 3 今回の意見募集では、9名の方から意見が提出されました。公正取引委員会は、提出された意見を慎重に検討した結果、原案を一部変更した上で、**別紙1**のとおり、ガソリンガイドラインを改定し、公表することとしました。提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は**別紙2**、変更点は**別紙3**のとおりです。
なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課において閲覧に供します。
- 4 公正取引委員会は、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、ガソリンガイドラインを十分に周知するとともに、前記ガイドラインに即し、個別の事案に対して迅速・厳正に対処していきます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
電話 03-3581-3371（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp>